

平成 11 年 5 月 22 日

預金保険機構

理事長 松田 昇

株式会社幸福銀行金融整理管財人への就任について

本日、当機構は、金融再生委員会が本日付で、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 8 条による管理を命ずる処分を発した、株式会社幸福銀行の金融整理管財人に、公認会計士の海原 且（うなばら のぼる）氏、弁護士の栗原 良扶（くりはら よしお）氏とともに選任された。

これを踏まえ、当機構としては、幸福銀行の円滑な管理を行うため、金融整理管財人の業務を遂行するものとして、当面、約 30 名の実務に精通したスタッフを派遣することとした。

当機構としては、他の管財人と協力し、これまでの破綻処理ノウハウの蓄積を踏まえて、再生法の趣旨に則った被管理金融機関の適切な業務運営に努めてまいりたい。

なお、幸福銀行の預金等の負債は全額保護されており、善意かつ健全な借手への融資も継続する方針であり、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。